（1面よりつづき）

題は大変重要な問題。差別のないまちづくりにしていく」とあいさつした。

基本要求では「部落差別解消推進法」をふまえた今後のとりくみを協議した。

支部要求については、橋本支部・伏原支部の要求について協議し、橋本市交渉が終了した。また、残された課題については、9月13日の伊都振興局交渉で確認する。

◆対串本町交渉（8／23）

支部から13人が参加。各課で「推進法」の研修を実施し、実態調査について、国や県と連けいしたとりくみをおこなうことが確認された。本人通知制度は184人が登録、昨年から98人が登録。子どもの貧困対策について、奨学金の免除または一部免除についてすすめる。就労保障と磯根漁業再生事業（磯根回復）の継続を要求し、実施の方向が確認された。

また、地域にある井戸を防災の観点で使用できるよう要求した。

◆対和歌山市交渉（8／29）

全体会のなかで、池田清郎・執行副委員長から「人権課題が多様化するなか、部落差別が埋没している。部落差別に特化し、全庁的にとりくめる立場を含めた機構改革は必要になってくると思う。市の『差別がある限り全庁的にとりくんでいく』といった考えは前進的であるが、あらゆる人権問題・部落問題についてとりくんでいけるのか」という問いに、森・泰之総務局長は「職員の充実をふまえて検討していきたい」と回答した。また、一日も早く、市独自のとりくみを考えながら、国の動向をまつだけではなく、市と和市ブロックでチームを作って今後の方向を早急に検討していけるよう要求し、市は早急に小委員会でとりくむと回答を得た。

また、現業職員についての歴史、過去の経緯についての対応、またネットでの現業職員について、差別書き込みが発見され、その趣旨をふまえてほしいと強い意見がだされた。

防災の観点で、避難場所、公共施設の役割など、諸施設の立地条件を考え、施策をうってほしいと訴えた。

子どもの貧困対策について、実態を把握することが大綱にも記されているが、いまだに子どもの貧困に関する実態を把握してないことについて、来年度に実態調査を実施することが回答された。

子どもの学力に関わって児童館、隣保館に親からもさまざまな相談が寄せられるなか、寄り添った相談活動ができているのか確認する必要がある。相談内容から子どもの家庭や地域の課題がみえてくるので、教職員をはじめ隣保館職員も含めた相談についての研修などもおこなってほしいと要求した。

認定こども園について、同和保育所を拠点に、認定こども園として移行することになっているが、当事者の意見が反映されるよう、地元との協議を再度、要求した。

すべてにおいて実態把握や相談活動が非常に需要であり、「推進法」が施行されたことを大きなステップとして、早急に体制を構築し施策として反映することを要求した。

課題解決にむけ、とりくむとあいさつする尾花正啓・和歌山市長

主張

各市町村交渉を積み上げ、行政闘争に転嫁しよう！

11月13日に部落解放・人権行政確立要求2017年対和歌山県交渉がひらかれる。現在、各市町村・各支部で行政闘争が実施されている。「部落差別解消推進法」（以下「推進法」）が制定され、はじめての交渉である。いずれの交渉でも基本要求の1番目に「推進法」の制定をふまえ、行政のとりくみの姿勢を明らかにされたい。また、各市町村において、広く県民に啓発していくことや市町村職員への研修の実施が求められてきた。

また、各支部における、個別要求をみても、いまだ克服されていない住環境の整備や福祉・生活における課題、就労問題についての課題が明らかにされている。今年の対市町村交渉の中心は「推進法」が制定され、部落差別をなくしていくという法的根拠が確立されたなかでの交渉である。2002年3月末の法失効後、長らくつづいてきた一般対策での創意工夫を凝らすといった曖昧な位置づけのなかで事業が実施されてきた。県当局との間では、2002年の法失効後の同和問題について基本的な考え方として①「法」に基づく事業実施の対象地域の指定については「法」の失効にかかわらず歴史的・社会的に差別をうけてきた、いわゆる「同和地区」は存在する。②「同和行政」は、部落問題を解決するための行政。今日においても、部落の現状や差別事件の続発状況等をみると「同和地区」への差別が存在している。こうしたことからなお引きつづき「同和行政」は必要。③部落問題の解決は行政の責務であり、市町村のかかえる財政的な課題も含め、県が責任をもって積極的にとりくむという3点を確認し、すすめられてきた。そのなかで「特別措置法」のあった時代よりもゆっくりとした事業が実施されてきた。以後15年が経過し、差別はなくなるどころか、温存・助長されてきた。今回の「推進法」の目的のなかに「情報化の進展にともない」と明記されている。現在、発覚している差別事件が部落の土地や出身への差別問合せ事件である。劣悪な差別環境におかれている実態がこの差別問合せとして表面化しているといえる。

また「推進法」は部落差別は現存する社会悪とし、早期に行政が責任をもってなくしていくことが謳われている。法的根拠を得たなかで私たちがなすべき事は、今なお残る厳しい差別の実態を行政闘争に転嫁させ、それぞれが住んでいる部落での差別を克服すること、そして、さらなる人権の法制度の実現に向けてとりくむことである。そのための市町村交渉である。全支部で差別行政反対闘争を貫徹し、対県交渉に結集しよう。

各支部・女性部で大会ひらく

杭ノ瀬支部大会のようす

・湯浅支部女性部の定期大会が6月24日、湯浅町総合センターでひらかれた。役員はつぎのとおり。

女性部長　竹中多恵子

・那賀支部女性部の定期大会が6月29日、那賀総合センターでひらかれた。役員はつぎのとおり。

女性部長　宮本　睦

・古和田支部女性部の定期大会が6月30日、憩の家でひらかれた。役員はつぎのとおり。

女性部長　岡西　邦子

・杭ノ瀬支部の定期大会が7月1日、杭ノ瀬文化会館でひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　藤本　哲史

・平井支部の定期大会が7月1日、平井文化会館でひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　瀧口　秀光

・山口支部の定期大会が7月15日、山口会館でひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　小西　孝

・芦原支部の定期大会が7月26日、中央コミュニティセンターでひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　山本　敏明

・那賀支部の定期大会が8月18日、那賀総合センターでひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　金田　光央

・岩橋支部の定期大会が9月5日、岩橋文化会館でひらかれた。役員はつぎのとおり。

支部長　福島　隆志

文化の窓

「インターネットと人権侵害」
匿名の誹謗中傷～その現状と対策～

著者：佐藤佳弘
発行：武蔵野大学出版会　発行日：2016年2月2日
ISBN：978-4-903281-27-8

ネットはなぜ人を不幸にするのか。システムエンジニアとして全国のオンライン設計と技術サポートに従事した著者が全国のネット社会の現状や人権侵害をまとめ一冊。自治体のとりくみの項目では、和歌山県が実施するネットパトロール事業が紹介されている。必見の一冊。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301